

情報公開請求に要する費用の額

○日田市情報公開条例施行規則（抜粋）

平成12年8月17日

規則第38号

別表（第7条関係）

区分	交付する記録媒体の種別				金額
写しの 交付に 要する 費用	紙	実施機関 内で複写 が可能な もの	A3サイズ まで	モノクロ	1枚につき10円（ただし、1枚の両面に複写した場合は、2枚として計算する。）
				カラー	1枚につき50円（ただし、1枚の両面に複写した場合は、2枚として計算する。）
			A3サイズを超えるもの		A3サイズに換算した額（カラーも同様とする。）
			市長が適当と認めるもの		それに要した経費の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
	電磁 的記 録媒 体	市長が適当と認めるもの		それに要した経費の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）	
写しの 送付に 要する 費用				実費	

備考 「A3」とは、日本産業規格A列3番をいう。